

コンプライアンス

基本的な考え方

横浜ゴムグループでは、「横浜ゴムグループ行動指針」において、法令のみならず社会規範を守るために当社グループの構成員が取るべき行動を定めています。

また、グローバル化に伴うリスクの拡大に対応するため、2017年7月、横浜ゴムグループ競争法遵守ポリシーと同贈収賄禁止ポリシーを取締役会の承認を得て制定、国内外に宣言し、ポリシーを具体化した規則・要領を定めて当社グループの構成員に示すことで、競争法・贈収賄罪への抵触を防止する体制をとっています。

2018年2月から導入を開始したグローバル内部通報制度とこれらを組み合わせ、各国各地域の子会社に展開することで、横浜ゴムグループのコンプライアンスレベルをさらに向上させることを目指しています。

コンプライアンス体制

当社は、CSR本部担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会、およびその実行部門としてコンプライアンス推進室を設置し、委員会は年4回開催、当社グループのコンプライアンスにかかわる諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会、監査役に報告しています。コンプライアンス推進室では、当社グループ構成員を対象としたコンプライアンス研修も企画・推進しており、対象と内容に応じて教材配布や職場でのグループ学習、集合研修などを実施しています。

また、すべての部門にコンプライアンス推進室兼務者を、関係子会社にはコンプライアンス推進責任者を配置することで、構成員のコンプライアンスに関する苦情や相談をコンプライアンス推進室につなぐネットワークを確立しています。横浜ゴムグループの企業理念と行動指針は海外も含めたグループ会社に周知され、各社の取締役・従業員の職務執行の指針となっています。

■ コンプライアンス職場学習のテーマ（2021年）

当社グループでは、独自の教材を使用して各職場にてコンプライアンスのグループ学習を毎月実施しています。2021年度は、以下のテーマが採り上げられました。

- 1月 内部通報規則の改定
- 2月 セクシャルハラスメント
- 3月 パワーハラスメント
- 4月 会社資産の不正流用
- 5月 人権
- 6月 独占禁止法
- 7月 逆パワハラ
- 8月 関連会社や取引先へのパワハラ
- 9月 個人情報保護
- 10月 有給休暇
- 11月 品質に関わる不正
- 12月 賄賂やお礼等の授受

内部通報制度

国内においては、「コンプライアンス・ホットライン」、「何でも相談室」の2種類の社内通報・相談窓口を設置、当社グループで働く構成員全員に配布される「コンプライアンス・カード」によりその連絡先(電話番号・メールアドレス)を周知し、通報・相談に対応しています。

「コンプライアンス・ホットライン」は、社内、社外の2つの窓口があり、公益通報者保護法にのっとった匿名の通報にも対応しています。社外窓口は弁護士事務所に設置しており、独立性を確保しています。

「何でも相談室」は、記名を原則とし、コンプライアンスに関して疑問に思ったことを誰でも何でも相談できる窓口として設置しています。2021年度は「コンプライアンス・ホットライン」と「何でも相談室」の合計で149件の通報・相談がありました。

海外子会社については、社外窓口を通して競争法違反・贈収賄行為をコンプライアンス推進室が直接把握する「グローバル内部通報制度」を設け、現地の法律事務所や内部通報システムを提供する会社などと連携し、中国、フィリピン、タイ、北米、欧州で順次導入を完了しました。今後、ベトナム、インドネシアの生産事業所への導入を進めていきます。

